

れがある場合において必要となる経費として知事が定めるもの)」を加え、同項中「7日以内」の次に「(1)イに定める者に供与する法第4条第2項の避難所については、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第1項の規定による救助を行う旨を同条第3項の規定により公示した日までの期間)」を加え、同項の2の(1)のイ中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項の1の(3)中「1,160円」を「1,180円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項の3の(1)中「18,800円」を「18,700円」に、「24,200円」を「24,000円」に、「35,800円」を「35,600円」に、「42,800円」を「42,500円」に、「54,200円」を「53,900円」に、「7,900円」を「7,800円」に、「31,200円」を「31,000円」に、「40,400円」を「40,100円」に、「56,200円」を「55,800円」に、「65,700円」を「65,300円」に、「82,700円」を「82,200円」に、「11,400円」を「11,300円」に改め、同項の3の(2)中「8,300円」を「8,200円」に、「12,400円」を「12,300円」に、「15,100円」を「15,000円」に、「19,000円」を「18,900円」に、「10,000円」を「9,900円」に、「13,000円」を「12,900円」に、「18,400円」を「18,300円」に、「21,900円」を「21,800円」に、「27,600円」を「27,400円」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項の2の(1)中「595,000円」を「655,000円」に改め、同項の2の(2)中「300,000円」を「318,000円」に改め、同項中「1月以内」を「3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害の場合は6月以内)」に改め、同表学用品の給与の項の3の(2)中「4,500円」を「4,700円」に、「4,800円」を「5,000円」に、「5,200円」を「5,500円」に改め、同表埋葬の項の3中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改め、同表障害物(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。)の除去の項の2中「137,900円」を「138,300円」に改め、同表救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の項の1の(1)中「被災者」の次に「(法第4条第2項の救助にあつては避難者)」を加える。

3 解除の理由

指定理由の消滅

富山県告示第58号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年2月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県流域下水道

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県下水道公社 高岡市二上字梅田 313番3

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

富山県告示第59号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和5年2月10日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
-------------	-----------------	---------------------	------

片地	上市町片地の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
上坂谷	上市町湯上野及び極楽寺の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除
大松(1)	上市町大松の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
大松(2)	上市町大松の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
目桑(8)	立山町目桑の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
栃津(2)	立山町栃津の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第60号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和5年2月10日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
片地	上市町片地の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり	解除

